

(法人化前の旧規約) 関東学生陸上競技連盟規約

※旧規約の定めは、法令および新法人の定款の定め に反しない限り、新法人が変更・廃止等を決定するまでの間、新法人においても有効に存続します(今後、法人の理事会において規程等の整備が行われます)。

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、関東学生陸上競技連盟と称し、外国に対しては The Inter-University Athletic Union of Kanto と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、東京都内に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、関東における学生陸上競技界を統括し、代表する学生自治団体であり、学生競技者精神を遵守して加盟校相互の親睦を深め、互いに切磋琢磨して競技力向上に努め、わが国陸上競技の普及、発展に寄与することを目的とする。

(上部組織の形成)

第4条 本連盟は、他地区学生陸上競技連盟とともに、日本学生陸上競技連合を組織する。

(事業)

第5条 本連盟は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関東学生陸上競技対校選手権大会
- (2) 東京箱根間往復大学駅伝競走
- (3) 関東大学女子駅伝対校選手権大会
- (4) 関東学生新人陸上競技選手権大会
- (5) トワイライト・ゲームス
- (6) 10000m記録挑戦競技会
- (7) 春季オープン競技会
- (8) 各種競技会
- (9) 競技力向上に関する諸事業
- (10) 審判講習会
- (11) 表彰
- (12) 関東学生陸上競技連盟便覧の発行
- (13) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組織

(組織)

第6条 本連盟は、茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨の各都県に所在する大学、大学院、短期大学および高等専門学校(第4・5学年)の加盟をもって組織する。

第3章 加盟校の資格および義務

(加盟校の資格)

- 第7条 1. 本連盟に加盟できる大学等の資格は、学校教育法、同法施行細則の設置基準によって設置された大学院、大学、短期大学および等専門学校（第4・5学年）とする。
- ただし、特別の理由により代表委員総会で認められた大学等は、この限りではない。
2. 本連盟への加盟は、各大学等から男女別1団体に限る。
3. 大学院は同系列の大学から切り離して別個に加盟するものとする。

(加盟校の義務)

- 第8条 加盟校は、本連盟の規約を遵守するとともに、所定の様式により毎年4月末日までに加盟校分担金を添えて継続加盟申請データを提出しなければならない。

(新規加盟の手続き)

- 第9条 連盟に新たに加盟しようとする大学等は、所定の様式により本連盟に加盟申請を行い、代表委員総会の承認を得なければならない。

第4章 本連盟競技者資格

(本連盟競技者)

- 第10条 本連盟の競技者とは、本連盟に登録した学生として、陸上競技を純粋に愛好し、心身の鍛錬と競技者相互の親睦、母校並びに自己の名誉と栄光のために陸上競技を行う者をいう。

(本連盟競技者資格)

- 第11条 本連盟の競技者は、次の要件を満たさなければならない。
- (1) 本連盟加盟校の学生でなければならない。
 - (2) 学生の範囲は、学校教育法第90条に定めた学生、および第91条の専攻科、別科の学生並びに第102条の定めによる大学院の学生と、本連盟が認めた大学等の学生とする。
 - ただし、第118条に定めた高等専門学校の学生で入学後3年次を経たものを含む。
 - (3) 前項の加盟校競技者は、その在籍期間中本連盟に登録することができる。

(本連盟登録選手の肖像権について)

- 第12条 本連盟に登録されている競技者の肖像等の権利は、原則、本連盟に帰属する。よって、本連盟の競技者が陸上競技に関する著述等の出版、講義・講演活動、新聞または雑誌の座談会その他各種行事に出演・参加すること、商業目的の放送、商品・企業の広告宣伝・広報活動、またはイベント出演等の活動をしたり、肖像を使用したりする場合は、報酬等の有無に関わらず、事前に本連盟に届け出て承認を受けなければならない。

(本連盟競技者の休学、復学)

- 第13条 1. 本連盟競技者が休学する場合は、直ちに本連盟に届け出なければならない。
2. 休学期間中は本連盟競技者の資格を喪失する。
3. 休学者が同一年内に復学した場合は、本連盟への届け出と同時に本連盟競技者の資格が復活する。

(1か年の資格喪失)

- 第14条 本連盟の競技者は、次の各項に該当する場合、その行為の発生時より1か年間本連盟競技者資格を失う。
- (1) 停学処分を受けた者。
 - (2) 学生競技者精神に反する行為をしたもの。
- ただし、ここでいう学生競技者精神とは、学生競技者としての自覚と誇りを持ち、フェアプレーの精神を堅持し、青少年の模範となる節度ある言動を行うべく自らを律する精神をいう。

(実業団競技者の進学)

- 第15条 実業団チーム在籍競技者が本連盟加盟校に進学し、本連盟に登録する場合は、在籍した実業団チームの監督または責任者の承諾書を提出しなければならない。
- ただし、1年以上前に実業団チームを正式に退部したものについては、この限りではない。

(外国人の資格取得)

- 第16条 日本以外の国籍を持つ加盟校競技者は、本国の陸上競技連盟より競技者資格および競技会参加許可に関する証明書を受け取り、本連盟に提出すれば、本規約第11条の定めにより本連盟に登録し、本連盟競技者の資格を取得することができる。
- ただし、1年以上日本に在住し、かつ本国の陸上競技連盟に登録したことの無い競技者は、この限りではない。

第5章 登録

(登録手続き)

- 第17条 1. 本連盟に登録しようとする競技者は、大学等ごとに所定の様式により別に定める登録料等を添えて、定められた期日までに登録を完了しなければならない。
2. 登録完了期日は、継続登録については旧年度末の3月31日、新規登録については新年度の4月30日とする。
- ただし、新規加盟の登録の場合は、この限りではない。
3. 登録有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
4. 加盟校が特別の理由により年度途中における新規登録を申請した場合は、本連盟幹事会の承認を得たものに限り、登録できる。

(登録の取消し)

- 第18条 本連盟競技者は、その競技者の意志により登録を取り消すことができる。
- ただし、この場合、年度内の再登録は認められない。

第6章 役員

(役員構成)

- 第19条 1. 本連盟に次の役員を置く。

(1) 名誉会長	1名	(14) 競技審判委員	若干名
(2) 会長	1名	(15) 総務委員長	1名
(3) 副会長	3名以内	(16) 総務委員	若干名
(4) 相談役	若干名	(17) 駅伝対策委員長	1名
(5) 顧問	若干名	(18) 駅伝対策委員	若干名
(6) 参与	若干名	(19) 財務委員長	1名
(7) 評議員	42名以内	(20) 財務委員	若干名
(8) 監事	2～3名	(21) 幹事長	1名
(9) 連合派遣理事	3名	(22) 副幹事長	3名以内
(10) 連合派遣正会員		(23) 会計	1名
登録者数の実績により変動		(24) 常任幹事	若干名
(2025年度実績：23名)		(25) 幹事	若干名
(11) 強化委員長	1名	(26) 代表委員	加盟校より各1名
(12) 強化委員	若干名	(27) 技術委員長	1名
(13) 競技審判委員長	1名	(28) 技術委員	若干名

2. 上記役員のうち（１）～（２０）の役員は、加盟校の学生以外の関係者、（２１）～（２８）の役員は、本連盟競技者をもって充てる。

（役員の選任と職務）

第20条 1. 名誉会長は会長が推薦し、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

ただし、前会長であることを条件とする。

2. 名誉会長は本連盟の象徴的存在であり、会長の諮問に応ずる。

第21条 1. 会長は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

第22条 1. 副会長は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、予め会長が指名した副会長がその職務を代行する。

第23条 1. 相談役は、会長が推薦し、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 相談役は、会長の相談に応ずる。

第24条 1. 顧問は、会長が推薦し、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第25条 1. 参与は、会長が推薦し、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 参与は、会長並びに幹事会の諮問に応ずる。

第26条 1. 評議員は、加盟校推薦者27名以内、本連盟の運営に必要と認められ、会長が推薦するもの15名以内とし、代表委員総会において決定する。

2. 加盟校推薦者については、関東学生陸上競技対校選手権大会の男子1部上位10校、男子2部上位3校、女子1部上位5校、東京箱根間往復大学駅伝競走の上位6校並びに関東大学女子駅伝の上位3校は、次年度の評議員を1校1名推薦できる。なお、男子校および女子校それぞれにおいて上記大会で同一大学が重複して対象となった場合は1校として扱う。

3. 評議員は、評議員会を構成し、本連盟の運営・業務に関して会長並びに幹事会の諮問に応ずるとともに、必要に応じて幹事会に助言する。

第27条 1. 監事は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 監事は、本連盟の業務並びに財務を監査し、必要に応じて幹事会に助言する。

第28条 1. 日本学生陸上競技連合派遣理事並びに同連合派遣正会員は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

ただし、連合派遣理事は会長、副会長、監事、評議員、強化委員長、競技審判委員長、駅伝対策委員長、財務委員長、総務委員長、連合派遣正会員は会長、副会長、顧問、参与、監事、評議員、強化委員、競技審判委員、駅伝対策委員、財務委員、総務委員、幹事の中より選出するものとする。

2. 連合派遣理事は、本連盟を代表して連合理事会に出席し、連合理事会の運営に協力するとともに、連合理事会・総会において審議・決定された事項を速やかに評議員会に報告しなければならない。
3. 連合派遣正会員は、本連盟を代表して連合の総会に出席し、連合の総会の運営に協力する。

第29条 1. 強化委員長並びに強化委員は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 強化委員長は、必要に応じて強化副委員長をおくことができる。
3. 強化委員長は、強化委員会を代表し、本連盟競技者の競技力の向上を図る。
4. 強化委員は、強化委員長の指示に従い、本連盟競技者の競技力の向上を図る。

第30条 1. 競技審判委員長並びに競技審判委員は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 競技審判委員長は、必要に応じて競技審判副委員長をおくことができる。

3. 競技審判委員長は、競技審判委員会を代表し、学生の競技審判関係の技術の向上を図るとともに、競技会運営に際して幹事会の諮問に応じ、必要に応じて幹事会に助言する。

4. 競技審判委員は、競技審判委員長の指示に従い、学生競技審判関係の技術の向上を図る。

第31条 1. 総務委員長並びに総務委員は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 総務委員長は、必要に応じて総務副委員長をおくことができる。

3. 総務委員長並びに総務委員は会長直轄とし、表彰関係その他本連盟業務遂行の円滑化を図る。

第32条 1. 駅伝対策委員長並びに駅伝対策委員は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 駅伝対策委員長は、必要に応じて駅伝対策副委員長をおくことができる。

3. 駅伝対策委員長は、駅伝対策委員会を代表し本連盟の駅伝に関する諸問題について、強化委員会、競技審判委員会と親密な連携をとりながら、その解決に当たるとともに駅伝の運営に関して幹事会の諮問に応じ、必要に応じて幹事会に助言する。

4. 駅伝対策委員は、駅伝対策委員長の指示に従い、本連盟の駅伝に関する諸問題の解決に当たる。

第33条 1. 財務委員長並びに財務委員は、評議員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 財務委員長は、必要に応じて財務副委員長をおくことができる。

3. 財務委員長並びに財務委員は、本連盟の財産管理を担当し、予算・決算等財政面の適正な運営を図る。

第34条 1. 幹事長は、幹事の互選により選出し、代表委員総会において決定する。

2. 幹事長は、幹事会を代表し、会長の命を受けて本連盟の業務を執行する。

第35条 1. 副幹事長、会計および常任幹事は、幹事の互選により選出し代表委員総会において決定する。

2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるときはその職務を代行する。

3. 会計は、会計事務を担当・処理する。

4. 常任幹事は、幹事長の指示に従い、業務を分担・執行する。

第36条 1. 幹事は、加盟校の推薦を経て代表委員総会において決定する。

2. 加盟校の幹事推薦については、関東学生陸上競技対校選手権大会の男子1部上位10校、男子2部上位3校、女子1部上位5校、東京箱根間往復大学駅伝競走の上位6校並びに関東大学女子駅伝の上位3校は、次年度の幹事を1校2名まで推薦できる。なお、男子校および女子校それぞれにおいて上記大会で同一大学が重複して対象となった場合は1校として扱う。

3. 幹事は、幹事会を構成し、第48条に定める事項を協議、立案するとともに、幹事長の指示に従い、業務の執行に当たる。

4. 幹事長、副幹事長、会計を含め、常任幹事15名を確保できない場合、または運営に支障をきたす恐れがある場合は会長の承諾を得て、別途幹事の推薦を加盟校に依頼することができる。

第37条 1. 代表委員は、各加盟校より1名選出する。

2. 代表委員は、代表委員総会を構成し、本連盟の運営・事業に関する重要事項について審議・決定する。

第38条 1. 技術委員長は、技術委員の互選により選出し、代表委員総会において決定する。

2. 技術委員長は、技術委員会を代表し、競技会の運営に際して競技技術面の業務を分担・執行する。

- 第39条 1. 技術委員は、加盟校が推薦した者並びに本連盟強化委員会が推薦した者について幹事会で調整し、代表委員総会において決定する。
2. 技術委員は、技術委員長長の指示に従い、競技会の運営に際して競技技術面の業務を分担・執行する。

(役員の任期)

- 第40条 1. 役員の任期は、2ヵ年とし、学生役員、加盟校推薦評議員は1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員の任期が満了となっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。
3. 会長、副会長の任期はそれぞれ8ヵ年を限度とする。

(役員の補充)

- 第41条 1. 役員に欠員が生じた場合は、評議員会、あるいは幹事会の議を経て代表委員総会の決定により補充することができる。
2. 補充役員の任期は、前任者の残留期間とする。

(役員の出張)

- 第42条 役員は、会長の命により、別に定める出張規程によって出張することができる。

(役員の報酬)

- 第43条 本連盟の役員は、すべて無報酬とする。

第7章 会および会議

(会および会議の種類)

- 第44条 1. 本連盟に、以下の会を置き、会議を開く。
- (1) 代表委員総会
 - (2) 幹事会
 - (3) 技術委員会
 - (4) 評議員会
 - (5) 強化委員会
 - (6) 競技審判委員会
 - (7) 総務委員会
 - (8) 駅伝対策委員会
 - (9) 財務委員会
 - (10) 部長・監督・コーチ会議
2. 上記の他、会長の判断により、必要に応じて会を置き、会議を開くことができる。

(代表委員総会)

- 第45条 代表委員総会は、本連盟最高議決機関として、毎年3月、6月に会長の招集によって開き、次の事項を審議・決定・承認する。
- (1) 事業計画
 - (2) 予算
 - (3) 事業報告
 - (4) 決算報告
 - (5) 役員の選任
 - (6) 規約・細則等の制定および改廃
 - (7) 新規加盟校の承認
 - (8) その他、本連盟の重要事項

(臨時代表委員総会)

第46条 前条の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合、および代表委員の3分の1以上の者から会議の目的とする事項を示す文書による招集の要求があった場合、会長は臨時代表委員総会を招集する。

(代表委員総会の通知・成立・議決・議長)

- 第47条 1. 代表委員総会の招集は、開催日の14日前までに会議の議事を記載した書面または代表委員の承諾を得て電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
2. 代表委員総会は、代表委員の過半数（委任状を含む）をもって成立する。
3. 代表委員総会の議決は、出席代表委員（委任状を含む）の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
4. 代表委員総会の議長は、幹事長とする。

(幹事会)

第48条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、次の事項を協議・立案する。

- (1) 事業計画案
- (2) 予算案
- (3) 事業報告案
- (4) 決算報告案
- (5) 学生新役員案
- (6) 規約・細則等の制定および改廃案
- (7) 新規加盟校案
- (8) その他、本連盟の重要事項案

(幹事会の通知・成立・議決・議長)

- 第49条 1. 幹事会の招集通知は、開催日の7日前までに書面または幹事の承諾を得て電磁的方法により通知しなければならない。
2. 前項にかかわらず、緊急の場合は、招集の手続きを経ることなく、幹事会を開催することができる。
3. 幹事会の成立は、幹事の過半数をもって成立する。
4. 幹事会の議決は、出席幹事の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5. 幹事会の議長は、幹事長とする。

(評議員会)

第50条 評議員会は、毎年3月、6月の定例会議のほか会長が必要に応じて招集し、本連盟の重要事項について会長並びに幹事会の諮問に応じる。

(評議員会の通知・成立・議長)

- 第51条 1. 評議員会の招集通知は、開催日の14日前までに会議の議事を記載した書面または評議員の承諾を得て電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
2. 評議員会は、評議員10名以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
3. 評議員会の議長は、会長とする。

(その他の会議)

第52条 技術委員会、強化委員会、競技審判委員会、総務委員会、駅伝対策委員会、財務委員会、部長・監督・コーチ会議、およびその他の会議については、必要に応じて開く。

(会議への参加)

- 第53条 1. 幹事長、副幹事長、会計は、本連盟のすべての会議に出席し、会員の質問に答え、必要に応じて意見を述べるができる。
2. 会長、副会長、監事、強化委員長、競技審判委員長、駅伝対策委員長、財務委員長、総務委員長は、幹事会を除く本連盟のすべての会議に出席し、会員の質問に答え、必要に応じて意見を述べることができる。

(議事録)

- 第54条 すべての会議は、議事録を作成し、議長および出席者から選出された議事録署名人2名が記名押印の上、これを保管する。

第8章 競技会

(関東学生陸上競技対校選手権大会の部制および出場回数)

- 第55条 1. 関東学生陸上競技対校選手権大会は、男子1部・2部・3部(大学院・専攻科の部)および女子1部・2部(大学院・専攻科の部)に分けて行う。男子1部は16校とし、その他を2部・3部とする。
- 男子1部・2部の入れ替えは、前年度の同大会の成績により、1部の下位2校を2部へ、2部優勝校および2位校を1部へそれぞれ移行することによって行う。ただし、1部最下位校が同得点で3校以上が並び、各種目の上位入賞者の数でも順位がつかない場合は、抽選により2校が2部に降格し、同数の2部上位校が1部に昇格する。また、1部で無得点が3校以上になった場合は、すべてが2部へ降格し、同数の2部上位校が1部に昇格する。なお、男子3部、女子2部は入れ替えを行わない。
2. 本大会へのお出場回数は、通算4回までとする。ただし、別個加盟の大学院の競技者は、大学における出場回数に関係なく新たに4回のお出場資格を得るものとする。

(東京箱根間往復大学駅伝競走の参加校および出場回数)

- 第56条 1. 東京箱根間往復大学駅伝競走の参加校は、原則21チームとする。
2. 本競走(予選会を含む)へのお出場は、それぞれ通算4回までとする。同一年度の予選会、本競走両方へのお出場は1回とみなす。ただし、別個加盟の大学院の競技者は、大学における出場回数に関係なく、新たに4回のお出場資格を得るものとする。
3. 外国人留学生選手のお出場に関する規定
- 1) 外国人留学生の起用は、各チームとも予選会、本選においてエントリーは2名まで、お出場は1名までとする。
 - 2) 実施数年後に、状況の変化などにより、この規定の見直しを行う場合がある。
- (注) ここで言う「外国人留学生選手」とは、留学ビザで入国資格を得ている本連盟加盟校所属の登録競技者を示している。日本に永住、あるいは定住が認められている外国人は対象外であり、何らかの規定から規制を受けるものではない。

(関東大学女子駅伝対校選手権大会のお出場回数)

- 第57条 1. 本大会へのお出場回数は、通算4回までとする。ただし、別個加盟の大学院の競技者は、大学における出場回数に関係なく、新たに4回のお出場回数を得るものとする。
2. 外国人留学生選手のお出場に関する規定
- 1) 外国人留学生の起用は、各チームともエントリーは2名まで、お出場は1名までとする。
 - 2) 実施数年後に、状況の変化などにより、この規定の見直しを行う場合がある。
- (注) ここで言う「外国人留学生選手」とは、留学ビザで入国資格を得ている本連盟加盟校所属の登録競技者を示している。日本に永住、あるいは定住が認められている外国人は対象外であり、何らかの規定から規制を受けるものではない。

(競技会要項)

第58条 本連盟が主催する競技会は、本規約第55条、第56条、第57条に規定した事項のほか、各競技会ごとに定める競技会要項に従って行う。

第9章 資産および会計

(資産の構成)

第59条 本連盟の資産は、次の通りとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 加盟校分担金および登録料等
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(会計年度)

第60条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末に終わる。

第10章 表彰

(表彰の対象、選考等)

- 第61条 1. 本連盟は、模範的な競技者および特に功績のあった者を表彰することができる。
2. 被表彰者の選考については、総務委員会が当たる。
 3. 表彰は、翌年度の関東学生陸上競技対校選手権大会の期間中に行う。

第11章 罰則

(罰則)

第62条 加盟校および登録競技者が本連盟の規約に反する行為をした場合は、特別審査委員会を設けてこれを審査し、必要があれば代表委員総会の議を経て、会長がこれを罰する。

第12章 事務職員

(事務職員)

- 第63条 1. 本連盟の事務を処理するため、事務職員若干名を置く。
2. 事務職員は、会長が代表委員総会の承認を得て採用する。
 3. 事務職員の職務に関し必要な事項は、代表委員総会の決議により別に定める。

第13章 規約の改正と解散

(規約の改正)

第64条 本規約の改正は、評議員会、幹事会の議を経て、代表委員総会において3分の2以上（委任状を含む）の代表委員の同意を必要とする。

(解散)

第65条 本連盟の解散は、評議員会、幹事会の議を経て、代表委員総会において3分の2以上（委任状を含む）の代表委員の同意を持って成立する。

(残余財産の処分)

第66条 本連盟の解散に伴う残余財産は、すべて国庫に帰属するものとする。

第14章 補則

(細則)

第67条 本規約の施行に当たり、必要と認められる細則については別に定める。

(重要書類および帳簿の備付等)

第68条 1. 本連盟の事務所に次の書類および帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 規約
 - (2) 加盟校名簿および登録者名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 財産目録
 - (5) 会計に関する帳簿および証拠書類
 - (6) 代表委員総会、幹事会、評議員会、その他の会議の議事録
 - (7) 本連盟主催競技会の競技会成績、その他必要な競技会記録
 - (8) 関東学生陸上競技連盟便覧
 - (9) その他、必要な書類および帳簿
2. 前項の書類および帳簿の保存期間は、(1)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)については原則として永久保存とし、その他は10年間とする。

第69条 本規約は、2017年2月23日より施行する。

1919年4月19日	制定
1967年1月31日	修正
1983年3月4日	全面改正
1985年7月11日	一部改正
1989年3月8日	全面改正
1993年4月7日	一部改正
1994年3月14日	全面改正
1995年3月9日	一部改正
1995年4月11日	一部改正
1997年3月19日	一部改正
1998年4月23日	一部改正
1999年6月16日	一部改正
2001年4月11日	一部改正
2003年3月5日	一部改正
2005年6月16日	一部改正
2008年2月28日	一部改正
2008年4月30日	一部改正
2009年2月25日	一部改正
2010年2月15日	一部改正
2010年11月29日	一部改正
2012年3月26日	一部改正
2012年4月30日	一部改正
2012年7月27日	一部改正
2017年2月23日	一部改正
2022年4月21日	一部改正